



元受文庁第2023号

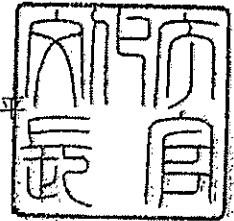
補助金不交付決定通知書

愛知県知事 大村 秀章

平成 31 年 4 月 25 日付け 31 文芸第 63 号で申請のあった平成 31 年度文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 6 条第 1 項及び第 8 条並びに文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)交付要綱第 6 条第 1 項の規定による審査の結果、不交付とすることを決定したので通知します。

令和元年9月26日

文化庁長官 宮田 亮平



記

1. 事業の名称
「あいちトリエンナーレ」における国際現代美術展開催事業
2. 不交付決定に係る補助金額
78,290,000 円
3. 不交付決定理由
「あいちトリエンナーレ」における国際現代美術展開催事業は、補助金申請の手続きにおいて、来場者を含め展示会場の安全や事業の円滑な運営を脅かすような重大な事実を認識していたにも拘らず、それらの事実の申告がなかったことは、不適当な行為と認められるため。

